

第17回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2019年3月15日（金） 16:30～18:00
 2. 場 所：中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室
 3. 出席委員等

主 査	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
主 査	牧野 光朗	長野県飯田市長
主査代理	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
同	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研政策調査部長（オブザーバー参加）
-

（概要）

<関係府省庁ヒアリング（社会資本整備等）>

・PPP/PFIについて

○委員

皆さんに申し上げるまでもなく、PPP/PFIはかなり国の中でも大きな施策の一つであり、何とんでも公共施設の老朽化にどうやって対処するかというかなり大きな話なため、いかに強かに押し進めていくかはかなり大きな課題だと思う。よって、できるだけこのワーキング・グループの中で少しでもそれを前に進めるようなアイデアが出せるといいと思っている。

今日、かなりいろいろな突っ込んだ話もしていただいたのだが、その中でどのように強く押し進められるのかということが、疑問、質問というか、意見なのだが、1つは、前半の厚労省と国交省からお話いただいた水道である。これはかなり法律改正があって、コンセッションの話が出てきたのだが、マスコミ等ではいろいろな話があるが、これは実際に何が欠けているのかというところでいくと、厚労省の最後のページにあったように、まず、コンセッションだと議会の議決を経て地方自治体の判断というところは、赤字で書いているように、現状は少し壁になりかねないのかと思う。十分な理解が進まない中、議会を説得する、あるいは自治体がそれで前向きにやっていくために一体何が必要なのかというと、正しい理解であったり、ノウハウが進めばいいのか、もうちょっと何か仕掛けが必要なのかというあたりは、今のところ私自身も判断しかねているため、そのあたり、何か御意見なりアイデアがあれば、ぜひほかの省庁の方も含めて意見を出していただきたいということが1つ目である。

2つ目は、水道に限らず、国交省からお話があったように、ノウハウの共有が重要だと

いう話があり、そう思う反面、私もこういった案件にいろいろな形でかかわってきけると、本当にノウハウだけ共有できればどんどん導入が進むのかということ、そうでもないのかもしれないという気もして、なかなかハードルが高いため、もう少しこれがスムーズにやりやすくなる、あるいはどうしてもやらなくてはいけないということにならなければいけないのではないかという気もする。その交付要件のところは大事な話なのだが、まず、検討してくださいという話になっているため、検討しさえすればということで行くと、少し言い方は悪いのだが、検討しました、で終わってしまう可能性が予想はされるため、これを導入してもらうために何か少し考えられないのかなというところも、必ずしも私が答えを持っているわけではないので、何かこういうことを少しできないかということ考えている。

3点目は、内閣府のところにあった最後のキャッシュフローを生み出しにくいインフラへの導入である。ここは、これからかなり真剣に考えていき、何とかしていかなければいけない。特に、老朽化でいくとどうしてもここが必要になるので、1つはアベイラビリティ・ペイメントの話が最後に出てきて、ここは一つの可能性なのだと思う。それ以外に、今、真ん中のところでPPPとPFIと個別委託を並べて書いていただき、PFIがかなりしっかりした面がある半面、なかなか型にはまらないと難しいという面もあることを考えると、真ん中のPPPという選択肢もあると思う。このあたり、実態として何に導入していくかにもよるのだが、どういう形が一番やりやすいのかということは、もう少し実際の地元の意見や、あるいは自治体をよくわかっていらっしゃる方から聞いたほうが良いということが率直な感想で、もし委員の方々から何か意見等がありましたら、ぜひ追加でお話したいと思う。

○委員 まず、内閣府の資料で、補助金の中にPPP/PFIの検討要件を入れること、導入検討の要件化はよいと思うのだが、もともと人口20万人以上については、社会資本の更新に当たってはPPP/PFIを検討するように求められており、本来は、全ての補助金、少なくとも箱物系の全ての補助金について、人口20万人以上の自治体については、これは要件化していないとおかしい。そもそもそれを自治体に求めているわけだから、全ての自治体に同様の条件を課すということは当面難しいとしても、少なくとも20万人以上については、この導入検討の要件化は、より幅広の補助金に求めるのはしかるべきという気がする。

それと質問なのだが、広域化を進めるに当たって、恐らく県のイニシアチブはすごく大事だろうというのはよくわかるのだが、具体的にどんな形でかかわろうとしているのか。何らかの協議会をつくるのか、あるいはあくまで個別対応になってしまうのか。仮に県がかかわるとしたら、広域化に向けてどんなイニシアチブをとり得るか。もちろん、上下水道は道府県化というのは一つの選択肢であり、道府県化は東京都でもうやっているの、道府県化というのは一つの選択肢だと思うのだが、県のかかわり方はどうなのか。

もう一つ、今日のお話で紹介がなかったのだが、全くの別件で、行政事業レビューで国

交省と議論したときに、なるほどと思ったのだが、広域化や民間委託をするときに必ず起きることが料金の改定なのだが、そこで広域化したら料金が上がった、民間委託をしたら料金が上がったという議論になるのだが、実際は違う。もともと料金が一般会計から繰入金があって、特に法定外繰入金があって、意図的に、政策的に、政治的に料金が下げられていて、これを広域化や民間委託をするとその補助金がなくなってしまうため、結果的に上がる。そうすると、最終的なゴールがPPP/PFIの活用だとしても、そこには何段階かあって、一つは一般会計の繰入金をできるだけやめて、もちろん法定外で。本来の公共料金、本当のコストに反映させるように、それは減価償却費も含めた形で、料金の適正化が先にあり、そうすれば広域化によって規模の経済が働くため料金は下がり、民間委託をすれば効率化するため料金は下がり、明らかに住民としてのメリットは感じられる。この料金の設定、もともと料金が意図的に下げられているというところに、なかなか広域化あるいは逆にPFIが進まない一つのボトルネックがあるのかなという気がする。これは別件で議論したときになるほどと思った。

それから、これはよくPFI推進委員会でも議論をしているのだが、自治体が、こういったPPP/PFIについては、政策系、あるいは財政課、総務課といったところは一生涯懸命になるのだが、実際にその施設を管理する所管課は消極的ということはよくある話であり、そのあたり、自治体も一枚岩ではないため、もちろん議会の話はわかるが、同じ行政の中でも政策系と企画系、企画系とその所管課の間のニュアンスはかなり違うと思う。私も自治体にかかわっているとそう思うのだが、この辺はどういったふうに、例えば、接触していく、あるいはPFI等を進めていく上においてどう取り組んでいくのかというところで、何か所見があれば教えていただければと思う。

○委員 まず水道について、法律改正が進んで一歩前進したと思うし、よい方向だと思う。これをどんどん進めていただければいいと思うのだが、最後の6ページのところにあるように懸念が出ており、理論的に整理していくと、懸念というよりは国民の理解が十分に進んでいない。議会の議決も、そもそも懸念をなくすために議会の議決をしてもらい、住民に安心してもらい、とりあえず可能な範囲から進めていきたいと思いますということで制度をつくっているはずで、しっかり理解してもらえれば、もちろん自治体を選ぶため、全てのところでいわゆる民営化というコンセッションが進むわけではないのだが、いいところで、やりたいところできちんとできる仕組みができています。そういう意味では、国民への理解をきちんと進める、どういうところで理解が進んでいないのかとか、テレビ報道でもどうしてそういうような報道になってしまうのかとか、各部署でどの範囲までできるかわからないが、すべきことはこういうことの制度の理解をきっちり進めてもらうことではないかと思う。

下水道は、浜松の事例がコンセッションとして取り上げられるのだが、この1県でとまってしまう。浜松の事例も見ていくと、どこまでコンセッションなのか、コンセッ

ションの定義は何なのかと見ていくと、リスクの分担が鍵である。コンセッションにリスクがあることは、その分、努力すれば得られるものがあるという意味だと思うのだが、全て自分のノウハウで何か変えられるかという点、下水道は一種の委託に近い状態になっており、そのリスクの面から見るとなかなかそこから先に進みにくいのかなと思う。そのリスク分担について、どこまでであれば民間が受けられるのか、水道と下水道はどう違うのかという視点を進めると、もう少しこの浜松の事例から拡大したり、それをふやしたりしていく方法が考えられると思われる。

○委員 国交省と内閣府に対する質問だが、PPP/PFIについては、あるいは下水道の民営化については、大分理解が相当進んできているところだと思うが、特に、民間資金の活用、つまり資金の調達という意味で、長期で低金利の財投等の活用は、地方公共団体レベル、あるいはインフラへの活用では、必ずしも余り理解が進んでいないようにも思う。地元の説明会などで、そういった借りかえや、資金調達の組み合わせ方のディスカッションのようなことはどの程度行っているのか。そのあたりについて聞かせただけならと思う。

○委員 PPP/PFIについて、全体的にどのように進めていこうかという話をもう少し聞きたい。明らかにPPP/PFIの導入は地域によって大分格差があり、導入が進んでいるところとまだやっていないところがある状況である。その見える化をして、進んでいるところはどんどんやってくださいでいいと思うのだが、進んでいないところに対してはどのように考えるのか。あくまで自主的なのか、あるいは都道府県別で見ても大分差が出てきているが、そういったところに対して何らかのアプローチをとるのか。そういったことについてのロードマップがあるのかどうか、聞かせたいということが1つ目である。

上下水道の話は、恐らく下水道のやりやすいところからある程度の事例が出てきているということだろう。とりあえず先行事例が浜松や須崎で出てきたという段階なのかなという気がしている。あとはどういう展開でこれを進めていくつもりなのか。まだ先が見えて、こういう目標でやっていくところまでは行っていないのかもしれないが、これもロードマップ的な考え方があれば示してほしい。

最後に、上水道については、本当に始まったばかりで、まだどうしようかという自治体がほとんどだと思う。そういった自治体に対して何をどのような形で進めていくのか、とりあえず先行事例をある程度つくり、横展開していく方向だと思うが、浜松でも上水道は先送りするという話になっており、なかなかハードルが高いのではないかと懸念がある。そのことについてどのように考えているか聞かせていただければと思う。

○委員 2点申し上げる。

PPP/PFIに関しては、2013年頃から今のプランでやってきて、支援強化もいろいろやっていただいているのだが、委員もおっしゃったように、実際に導入していくことが重要であ

り、委員からは全ての事業についてPPP/PFIの検討を要件化することが本来の姿であるという話もあった。また、委員からは分野の話があった。今は重点分野について取り組まれているが、重点分野内で広げていくことや重点分野以外へも導入していくことを私は進めるべきだと思う。その辺の広げ方をどうお考えか。あるいは広げる前に、今やっている中にノウハウの問題や人材の問題、様々な住民の懸念と言われていることがあるため、その解決にまずは注力すべきなのか。その辺のストラテジーについて、コメントがあればお願いしたい。

2点目は、委員がおっしゃったことに関連して、PPP/PFIはキャッシュフローを生み出すことにとても重要な意味があるわけだが、受益者負担の原則を社会のシステムとして定着させる効果があるということに非常に大きな意味があると思う。公益の事業であってもきちんと受益に見合った負担を行う必要があるということである。水道についても下水道についても、それぞれの事業の固定費と変動費があり、それにきちんと対応するような料金体系を構築していかなければうまくいかない。つまり、単にPPP/PFIを導入しさえすれば所期の目的が達成できるものではなく、その価格の体系をどのようにしていくのかという発想が導入する際にとても重要だと思うのだが、その点でどのような取り組みをされているのか。あるいは費用構造を踏まえた料金体系について、どのくらい考えているのかについて、コメントがあればお願いしたい。

○厚生労働省 まず、委員からいただいた質問の中で、コンセッションの正しい理解が足りていないのではないかとということだが、我々もこれが一番の課題と考えており、こういったものをきちんと理解できるように地方公共団体を支援していくことが必要と考えている。我々としてもコンセッションの許可の手引きやガイドライン、こういったものをつくりながら地方公共団体を支援していきたいと考えており、また、官民連携推進協議会という場の中で、事例を紹介しながら、そういったものをよりわかってもらおうという取り組みを進めているところである。コンセッションの導入に当たっては、水道事業は地方公共団体が全てやっていると思われる中に、いきなり民間事業者の方が表に出てくるところでいろいろギャップがあるのかなと考えており、第三者委託や他のPFIなど、いろいろな手法がある中で、段階的に発展しながらコンセッションに進んで行くことが、理解を得ながらやっていく無理のない方法の一つなのかなと考えているところであり、そういうところを踏まえて、我々は今後コンセッション制度の運用に留意していきたいと考えている。

委員からは、広域化の中で県の関わり方ということで、今回、水道法改正の中で都道府県は水道基盤強化計画を策定することで広域化を進めていくことになる。さらに、都道府県は、水道事業者等を構成員とする協議会も設けられるということで、今回の法改正では、そういった権限を都道府県に与えて広域化を進める枠組みを整備した。さらに、水道基盤強化計画の策定に先立つ水道広域化推進プランを都道府県に作ってもらおうと、総務省と共同で既に通知を発出しており、このような取組により、水道事業の広域連携をどんどん

進めていきたいと考えている。

委員から料金体系という話があり、これも今回は法改正の中で、水道事業者に、将来の更新費用と事業に係る収支の見通しを作成して公表するというのを、努力義務ではあるが、課すことにしており、こういったところで、今後、水道料金がどうなるとか、そういったところをきっちり公表させて、利用者の理解を得ながら、必要な料金を回収していくという流れをより加速させていきたいと考えている。

○国土交通省 1点目に、正しい理解という部分について御指摘いただき、我々もまさにその部分をどうやっていくか、まさに議会とか、予算とか、いろいろかかわってくる、かつ住民の方にもちゃんと理解していただかないと、下水道は使用料があるので、一番重要な部分かと思っている。いろいろなPFIの制度とか、そういうものについては、各自治体の方がまず理解していただくということが重要で、我々は検討会とかでそういうところをまずやっているところだが、実際に動き始めたところからすると、庁内でどういうプロセスで合意形成をするか、その後の住民とか議会にどういうふうに説明をしてやっていったらいいか、そういうノウハウを教えてほしいという声も上がっている。できる限り我々もそういった部分もそういった検討会の中とか事例紹介ということで共有させていただき、そういった部分のノウハウもしっかり共有して、まさにやろうと思ったところがどうやったら実際に前に進んでいくかというところが課題だと思っている。そこら辺はしっかり国としても意識しながら取り組んでまいりたいと考えている。

あわせて、その点に絡み、こういったものにどれだけお金がかかっているのか、今後、老朽化でどのぐらいかかっているのか、実際にそれが経費回収率という形でどれだけ使用料で賄われているか、こういった部分も、まさに各自治体、いろいろな形で周知はしているのだが、なかなかそれがどこまで住民の方の理解を普段から得られているかというところはある。その辺もこういった工夫ができるのかというのは我々も問題意識を持っており、自治体の方とディスカッションをして、まさに住民の方を含めて理解を進めるやり方をあわせてやっていきたいと思う。特に、使用料の体系の話もあり、ここはまさに人口減少という中、老朽化でコストも膨らむという中で、どうやりくりをしてコスト縮減を図るか、あわせてどういう形で理解を得ながら使用料を確保していくかというところは重要だと思っており、そういう人口減少下においてこういった体系があるべきか、我々もしっかり検討し、自治体と共有できればと思っている。

先ほどの説明にあったように、処理場で包括委託が4分の1ぐらいまで進んでいるというお話をした。下水道自体は、もともと維持管理については民間委託がかなりの部分で進んでおり、自治体の皆さまと話しすると、少しでも長期にやってまとめてやることによって、効率化が生まれて、最終的にはコスト縮減が自治体の中である。それから、発注サイドとしての負担もそれで減る部分もあるので、そういった意味では進めたいという意味はかなり強い。そういった意味で、包括はかなり進んできていると思うが、ただ、これから

の残ってきているところは小さい自治体が多くあり、こういったところのうまくやりたいと思っているところが前に進むということをどういう風にしっかりフォローするか、我々も知恵を絞っていかなくてはいけないかなと思っている。一つは、先ほどの広域化の話もあり、先ほどの広域化の役割分担としては、我々は協議会を県でセットして全自治体に入ってもらえるような枠組みをつくってくださいというお願いをすることとあわせて、各市町村が何をやるかというのは県として一本の計画をまとめてくださいというお願いを、今、している。そういった意味で、県でリーダーシップをとってもらって、県全体というよりは県内のブロックごとにある程度まとまりながら、今、検討会等が立ち上がり始めているので、この中でこういったPPPの取り組み方策もうまく共有できるような形で促していくことによって、小さい自治体も含めた展開が進んでいければと思っている。いずれにしても、下水道については、持続可能な経営はまさにこれからずっと課題としてあるので、そこをにらみながらしっかり国としても関与していきたいと考えている。

○国土交通省 委員からキャッシュフローを生み出しにくいインフラのお話があったが、PPP方式・PFI方式に関わらず民間のノウハウや活力を生かしていく上で、前提として幾つかの課題があると認識している。具体的には包括化と性能発注化が大事だと考えている。まず、包括化については、包括的に委託する範囲の設定が難しく、例えば、道路だけを例にとっても巡回に限定するのか、あるいは、補修も含めるのか、大規模な修繕まで一緒の業者にやってもらうのか。さらに、道路だけでなく、河川の管理や公園の管理まで含めて一緒の業者にやってもらうかというように、いろいろな組み合わせが考えられる。さらに言うと、隣の公共団体と一緒に共同化していくということも考えられる。ロットを大きくすればするほど民間のノウハウは生かされるので、そういうものをやっていく。ただ、実例が少ないので、どういう組み合わせがいいのか、どういうことを検討したらどういう組み合わせの結果が出てくるか、そういったところを研究して事例を集めて横展開していくことがまずは必要ではないかと思っている。

もう一つは性能発注化。性能発注化しないと民間のノウハウを生かしにくいのが、今までの個別委託では基本的に草刈りを何月にやって下さいというような発注になっているものが多いこともあり、包括委託と言いながら性能発注になっていないものもある。一方で、性能発注としているものの中では標識が見えるようにすればいいといった規定をしているところもあり、その場合、標識が見える範囲で業者がタイミングを見計らってできるようになる。また、道路の管理の水準についても難しく、府中市の道路の包括管理などでは、身体や財産に著しい影響を及ぼさないと書いてあるが、実際にそれが何かというと直ちにはわからなくて、結局は業者と市の話し合いの積み重ねの中で相場観ができてくるということもある。このように性能発注をどう設定するかという点に加え、性能発注をしてそれをどうモニタリングをしていくかという点も課題。例えば、地方の市へ行くと、市道だけで1,000キロ、2,000キロの延長があるところもあり、そのような場所でどのようにモ

ニタリグをしていくのか。これらの実務的なところをまずは一番クリアしなければいけない課題であり、これらをクリアしていくことで、PPPもPFIも使われていくことになるのではないかと考えている。このため、事例を集めて横展開をしていく、さらに個別の事例も支援していくということをやっていきたいと思っている。

また、委員から自治体の所管課は消極的という話があった。我々もあちらこちらに行くときよく感じる点ではあるが、最近、内閣府と一緒に首長意見交換会を全国の数カ所で行っており、今年度も約50の首長に参加していただいて、首長自身にそのPFIの重要性を納得していただくということを行っている。トップダウンである程度やっていくことも重要と考える。

○文部科学省 文教施設全般について、コンセッション事業はアクションプランに定められているとおり、3件、実際は4件があるが、これを順調に進めている。

キャッシュフローのない一般の学校施設について、実情としては、空調の整備において、多くの学校を持つような自治体は一斉に平等に空調設備を設置する必要があり、最初の多額のイニシャルコストを低減して、その後の予算を平準化するという効果、その後に維持管理も含めて契約できるといった観点で、特に空調設備については一般のPFI事業がある程度進んでいると思う。しかし、それ以外の通常の学校の施設整備について、今後、PFIを仮に導入することになると、事例がないわけではないが、維持管理も含めた整備のコストや、さらには民間に委託することによるサービスの質の向上が具体的にどのようなものかを、学校施設はそれほど複雑な施設ではないので、その検証をして各地方自治体の方に理解いただくことが必要なのではないかと考えている。

○内閣府 国交省、さらに文科省とも相談しながら、PPPも選択肢とし、一方でPFI法を我々内閣府は所管しているので、PFIも選択肢の一つとして進めていきたい。

補助金・交付金の要件化は、各省の御英断で進めてくださっている部分はあるが、引き続き、いろいろな制度を持っている省庁と御相談しながら、さらに取り組みを進めていきたい。

最後に、進んでいない自治体に対してどうアプローチをしていくのかという話があり、これは地方自治の原則があるので、なかなか強制はできないが、一方で、委員の御指摘の通り、かなり進んできているところが出てきているので、進んでいない自治体に、周りがこういうふうに進んでいるよというところも見せながら、我々もそういった自治体もさらに訪問しながら進めていきたいと思う。

<関係府省庁ヒアリング（地方行財政等）>

- ・デジタルガバメントについて
- ・マイナンバーについて

- ・自治体クラウドについて
- ・自治体行政スマートプロジェクト等について

○委員 まず、最初の3つのプレゼンテーションだが、話を伺うと、閣議決定したということで、何もする必要はない、万々歳、これですばらしいという御説明だということによろしいか。これでどこに問題がある、これからやってほしいことがあるという御説明はなく、マイナンバーカードも着々と進んでいる、これで閣議決定をしたから、着々とやっていけば、あとはお金だけの問題だということによろしいか。

最初に話があったように、これからの課題と何かの改善策をここで提起してほしいという話をした。それに関して、きょうのプレゼンテーションは、これだけのものがしっかりこれから進みつつあると。閣議決定されて、それはすばらしいことだと思うので、このとおりに進めばいいということによろしいのかということが、私は今日非常に疑問に思った。

その後の自治体クラウドだが、自治体クラウドは確かにこれで新たな取組をやっている。この3つは大事だと思うが、これでどのくらい進むのかなということが正直なところ少し心配なところであり、このあたりはお悩みのところだと思うが、カスタマイズを抑制することはとても大事だが、何かもう少し大きく広げていくことが必要と思う。そこで何かできること、あるいは考えていらっしゃることがあれば教えていただきたい。徳島のようなケースで、見える化をしていって広げていくことは大事だが、今の話を伺っていると、見える化されて全部が統一化されるには結構時間がかかるという感じがするため、なかなか間に合わないのではないかと思う。

スマートプロジェクトの話に関して、3ページの業務プロセス・システムの標準化の進め方のところはとても大事だと思う。ここで自治体のシステムがカスタマイズをして、先程の話とも関連するが、標準的なところにしていかないと、全体のデータの共有や統合化ができないので、コスト削減にならない。各行政分野においては、もう少しこの知恵が、それこそ諮問会議か骨太ぐらいで出てくるといいと思うので、このあたり、何かもう少し突っ込んで御意見なりがあればお伺いしたい。あるいは、委員の方から何か御意見を伺えればお出しいただきたい。

関連して、9ページで出てきている自治体行政スマートプロジェクトはとてもいい取組だと思う。AI・ロボティクスのところこういうところが進んでいくことはいいことなのだと思うが、少し心配するのは、複数の団体でやると、そこでは共有できるが、小さな複数のグループがたくさんできてしまうと、全体の統合、全体がつながらなくなってしまうのではないかとこのところは少し心配があるので、このあたりはどういうふうに考えていけばいいのか、あるいはどういうふうな工夫が必要なのかということの御意見を伺えればと思う。

○委員 まず、マイナンバーカードのところ、今後の普及のさせ方と利用拡大として保

険証の話が出てきて、御説明の中で医療機関等での診療情報とか調剤情報についても実証中ということだが、これは具体的にどういう展望かということと、金融機関に対するマイナンバーの普及状況はどうかを伺いたい。

先ほど委員からお話があった、資料2-4のスマートプロジェクトだが、私は町田市の仕事にかかわっているため、興味があっていつも見ているが、「業務の標準化は意外と大変である」と町田市の方は言っていると思う。業務のフローを具体的に列挙し、例えば、市民課であれば、窓口業務がどういう形で住民票を発行しているかや、そのときに誰がかかわっているか。つまり、それは正規職員なのか嘱託なのかなど、そのときに嘱託と正規が入れ子みたいになっていると、なかなか通貫的にその部分を外部に委託したり、あるいはシステム化、IT化するのは意外と難しかったりするという、そういったこともあり、かなり具体的な業務フローを小区分でちゃんとつくってやらないと難しい。また、30で十分かどうかかわからないが、実際、町田市の場合だと、隣の藤沢市等を含め、八王子市や江戸川区と膝詰めで何回も議論をしている。現場の職員を連れてきて、単に会議をして済む話ではなく、現場で実際にかかわっている人が、合宿をして、膝詰めで議論しないと、なかなか共通化の課題は出てこない。これは、要するに、現場から出てくるデファクト・スタンダードではないか。

つまり、国がいきなりガイドラインをつくるというよりは、現場でどのようなことが行われて、その中の最大公約数や優良事例とかをくみ取り、スタンダード化していくというつくりになってくると思う。この辺のプロセスは時間と手間がかかるが、すごく大事なことである。ただ、委員もおっしゃったとおり、余り細分化し過ぎると、結局、それはスタンダードにならないため、そのあたりはどのようなふうな進め方を考えているのか。難しいとは言いが、実際、徴税や、市民の窓口業務、介護関係などは大体法定業務なので、本来やるべきことは決まっているわけではないか。法定業務や医療・介護関係のような特別会計系で、もともと国がやれと言っている仕事なので、本来、標準化しやすい業務、いわゆる地方単独事業ではないので、そういう法定業務や、特別会計系の事業であると比較的標準化はしやすいのかなとは思っている。その辺、具体的にどんなふうな進め方を、特にこのスマートプロジェクト事業で考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたい。

○委員 最初のデジタルガバメントの実現というところだが、政府側としてこういう形でやっていきたいという話は出ているが、2ページには住民サイド目線の話は少し出てくるものの、結局、住民側から見た場合、一体どういうふうになるのかということについてもっと明確にならないか。複数手順のワンストップでの処理等、ここに書いてあるぐらいの話なのかどうか、もう少しいろいろなメリットがある話にはならないのかということが一つ。

マイナンバー制度においても同じで、結局、マイナンバーカードをなかなか持ちたがらないのが現状である。個人で持ち出す人が本当に少ない。そもそもマイナンバーカードを

とるメリットが感じられないと。そういった状況をどう打破していくかという観点から見た場合、こういう話なのか。それとも、先ほど出たように、保険証と一体化するところで何とか打開していきたいという話なのか、そこら辺をはっきりさせておいていただきたい。

クラウドの話で、スマートプロジェクトのところにもかかわるが、このカスタマイズを原則として行わないというのは、委員からもお話が出たが、自治体にとっては、はっきり言って衝撃的と言ってもいいぐらいの感覚を持つところである。何でみんなカスタマイズをしているかというところが明らかになっていない。いきなりカスタマイズをする傾向があってそれが負担になっているという言い方をしているが、何でカスタマイズをしているのかというあたりをきちんと押さえておかないと、なかなか自治体の理解を得にくいと思う。

もう一点、ベンダー側の話に立ったときに、カスタマイズを原則としてしないで、複数者による競争環境をどうやって確保するのか。これは私にはよくわからないのだが、正直に言って、カスタマイズをしなかったら基本的には全国でベンダー一元化に向かうのではないかという感覚である。どうやって複数者による競争原理を確保するのかということのお考えをお聞きしたい。

○委員 委員と重なるところがあるが、2点伺う。

1点目、マイナンバーカードに関しては、お金を配って、例えば、ポイントをつけるとか、そういうやり方もあると思うが、そもそもなぜみんな持ちたがらないのか。例えば、運転免許証や健康保険証を持ち歩いている人はたくさんいると思う。しかし、運転免許証もかなりの個人情報が入っていると思うが、それと比べてマイナンバーカードがどうなのか。さらに便利さを考えたときにどうなのかとか、そういう根本に立ち返って、もちろん何かポイントがつくとかで持つ人はいる人はいると思うが、そもそもそこへの考え方自体が今のメリットとリスクを考えたときに、実際、国民が考えている理解が正しいのか等をもう一度見つめ直し、初めの話なので、きちんと国民の理解を正しくしていくという視点もあっていいと思う。

2点目、クラウドだが、1ページで、950団体から1,067団体に増えているが、自治体クラウドが50ぐらい増えていて、単独も50で同じような感じで伸びている。おそらくコスト面で見ると、自治体クラウドというか、共同の下の部分と、単独のところでは、共同にしたほうが明らかに安いとは思いますが、先ほどのカスタマイズの話ともかかわるが、それを上回るコストをかけてでも単独でやりたいということがどうして増えているのか。そのニーズに合わせるということだと思うが、例えば、カスタマイズを抑制するというよりは、カスタマイズをしなくてもよいような仕組みや、カスタマイズをしても共同化ができるような仕組み等、同じベンダーでも、いろいろなパターンを用意してもらい、その種類の中から選んでもらうようなメニューにすれば、自治体のカスタマイズではないが、自治体に合ったメニューを一つの何か大きなパッケージの中から選べるようにすると、単独ではな

くて共同とカスタマイズみたいなものを両立できる等、カスタマイズに関して、強制ではなく、促していくような仕組みづくりがあればいいと思う。

○委員 クレジットカード番号を気軽に扱っている人が目隠しつきのケースにマイナンバーカードを入れているという話があるように、その安全性について大きく誤解をしている人が多いと思う。正しい理解とカードの普及が急がれるが、現在1日当たり1万数千枚の作成とのご説明であり、そうすると1万枚とすれば年間360万枚で、1億人が持つには相当の年数がかかり、取組み方として桁が違うのではないかと思う。もちろん保険証としての利用や、消費税増税対策としてのポイント還元制度の後継制度でマイナンバーカードを活用するなどしていけばいずれ普及するのかもしれないが、普及を急ぐことがポイントだと思う。

マイナンバーカードの普及率についてはいろいろなところで耳にするようになったのに対し、1点だけ伺いたいのは、カードの普及と同様に鶏と卵の関係にあり、便利だったら使われるということだと思うのだが、マイナポータルへのアクセス状況は、今、どうなっているのか。いろいろな政策が住民からの申請主義で実施されているもと、マイナポータルを通じたプッシュ型情報提供は自治体がインタラクティブな行政を効率的に展開できるポテンシャルがあるのではないかと思う。そういう意味で、マイナポータルの使われ方の現状について何か情報があればいただきたい。

○委員 自治体クラウドのさらなる展開について、徳島県の例を見ると、徳島市等がクラウドの導入予定なしということではささか信じられないような感じもする。以前、東日本大震災があったときに、かなり津波等でいろいろなものが流されて、住民基本台帳等も参照できなくなったというニュースがあったが、建屋で対応しているとか、いろいろな話はあるかと思うが、いろいろなリスクがあるときに、徳島あたりでなぜこんなにクラウドの導入の意識が上がっていないのかということにはちょっと不思議に思ったので、もしわかれば教えてほしい。

自治体の行政スマートプロジェクトについて、こちらは、4ページ目にいろいろな機能ごとに、チャットボットによる応答や、音声認識、テキストによる議事録化などは進んでいるのかなと思うが、ここに書かれてあるいろいろな機能が、現在いろいろな企業、コンサルタント会社や調査会社がやっている業務をAIで代替しようとしているのかなと思う。

私も都市計画分野でこういうことを進めているが、必ず業界の方々がこういうことをやろうとすると入ってきて、ある意味、自分の業務が奪われるのではないかなという意識の中で、こういうことの導入の検討も進めているということで、そういったところがボトルネックになっているのかなという気もする。これはどういう導入のコミュニティーを使って、既存の業務をやっている方々との取り合いのところを解消しようとしているのかについて、お聞かせいただきたい。

○内閣官房 法律を閣議決定して、これで終わりということではないと認識している。手続でいうと、大体5万件ぐらいの手続があるので、それぞれに対して約50億件年間手続がされているということになっている。その一個一個の手続について、オンライン化が可能なのか、添付書類の撤廃が可能なのか、どういうふうに情報連携をしていくのか、当然それを一個一個潰していかなければいけないし、検討していかなければならない。それについては、先ほど申し上げた情報システム整備計画で、対応することになっており、方向性だけ示して終わりという認識ではない。これから先、個々の手続について一個一個見ていかなければいけない。それはかなり大きな作業、課題になるかと思っている。

住民目線というところで、ワンストップ化だけではなく、その手続の中で添付書類の撤廃になると、添付書類の取得のための手数料がゼロになる。また、書類を取りに行くための費用や、仕事などを休んで書類を取りに行かなくていけないといった対応が全てなくなり、365日24時間利用できるようになるので、このような目線での費用対効果はかなり出てくるのではないかと考えている。住民目線ではそういったところに効果があるのではないかと思う。

また、行政面でもエンド・トゥー・エンドでデジタル化することにより、行政コストはかなり落ちて効率化できるのではないかと認識している。

○内閣官房 IT室の説明とも重なるかもしれないが、法律の中でマイナンバーの利用範囲の拡大が入っている。まず、私どもは現行法でのマイナンバーの利用ができるものとして、年金関係の手続はまだ全手続が動いていないので、これはしっかり進めていく。そうして、国民の利便性を高めていくことが大事だろうと思っている。さらに、今回閣議決定いただいた戸籍や罹災証明事務などは、こういうものでマイナンバーそのものの利用の範囲を拡大することで、国民の利便性を高め、それがひいてはカードの利用にもつながっていくだろうと考えている。

カードについては、また説明があると思う。

預金付番の関係だが、預金に関しては、制度上、まだこれは任意付番という形になっている。そのため、預金者の義務ではなく、しかも制度が入ってから、銀行は新しく加入する預金口座をつくる方に対してはマイナンバーの提示を求めるが、当然、既存の口座、制度施行前の口座があるので、それについては、なかなか預金者と接触する機会がなく、マイナンバーを提示いただく機会がない。これについては、法律の中でも3年後の見直し規定があるため、その中で、その時点での預金の付番の状況を踏まえ、また必要な措置を考えていこうということになっている。

マイナポータルについては、資料の中でも、もともと自己情報や、自分の情報提供の記録、即ちマイナンバーを使った行政機関のやりとりがどのような機関でいつ行われているかということを見るための仕組みが、個人別のサイトなので、その中でいろいろな行政手

続をやっているように、サービス検索・電子申請機能も実装している。特に皮切りとして、子育てワンストップと呼んでいるが、子育て関係の手続をこの中に載せていき、自分の自治体の子育てサービスの手続にどんなものがあるのか検索できるようにし、さらにその自治体に対応していれば電子申請までいけるという形のシステムを実装している。子育て関係の手続では、今、数字がすぐ手元にないが、サービス検索ができる自治体はかなり増えてきている状況である。さらに電子申請をこれから自治体に実装していただかなければならないが、これを、今、推進している。

アクセスについては、今、手元にないので、またお届けしたいと思う。

○総務省 マイナンバーカードについて、課題はないかという御指摘を冒頭にいただいたが、健康保険証が2020年度からやっていこうと考えており、マイナンバーカードの発行や、厚労省でも医療機関で電子的に読み取ったりするシステムをつくっていただくなど、相当ハードルは高いと思っている。それを、現在、各省関係のところが集まって、どうして進めていこうかというところも議論をしているところで、このあたりで本当に実現していこうとなると相当ハードルがあるため、きちんと進捗管理をしていきたいと思っている。

健康保険証について、患者本人や医療機関等による薬剤情報、特定健診データの閲覧が可能となると書いている。厚労省でやっている詳細については申し上げないが、健康保険証としてやっていくと、結局、病院や薬局など、さまざまところがネットワークでつながってくることになる。そうすると、それを横で情報を流すとか、もちろん御本人の同意があるとか、いろいろ条件があるとは思いますが、そういうことも可能になるだろうということも厚労省でもいろいろ研究されていると聞いている。そういう意味でも、これを成功させれば、こういうところに道は開けていくのではないかとと思っている。

マイナンバーカードはそもそもどういうコンセプトということについて、もともと、マイナンバーカードはマイナンバーの確認カードということで考えている。要は、マイナンバーシステムでは、マイナンバーを言い値で言うのではなく、きちんと本人のマイナンバーだということを確認した上で提出を受けられるように、そうでないとマイナンバーだけでやるとなりすましが起こるということで、写真つきのマイナンバーカードをつくったという経緯がある。ただ、その後、Society5.0の基盤になるのではないかとということで、単純にマイナンバーカードとして機能だけではなく、さまざまところに活用すべきだという指摘もいただいている。そういう中で、今回、健康保険証という話が出てきたため、しっかりとこれで取組めば、結果的にSociety5.0のインフラになっていくのではないかと思い、取組んでいきたい。

○総務省 自治体クラウドについて、委員から、今後の進捗についてちょっと心配だがという御指摘があった。数としては1,100団体という団体数を設けて、それに向けて取組んでいくということをやっている。システムの改修時期はかなりクリティカルな問題になるの

で、まず、原則はシステム改修の時期を捉まえて、きちんとそこでクラウドに乗りかえていくことが一番肝心と思っている。

また、先ほどのような見える化をすることによって、例えば、最近の動きで言うと、グループの中に別の団体が入ってきたり、県境を越えて、これは当然クラウドなのでそれは全く意味がないが、複数県の中でクラウドグループを構成するとか新たな動きが出てきているので、なるべくそういう動きをフォローしていきたいと考えている。

ただ、それをさらに推し進めるにはどうかという御指摘だったので、その辺は、資料2-4でシステムの共同化を今後進めていくという動きが出るので、そうすれば、なるべく自治体がシステム調達に当たって負担が減っていくということもあり、そういったものも含めて加速化をしていきたいと考えている。

カスタマイズを原則とすると厳しいのではないかという御指摘について、このガイドラインの中では、例えば条例様式や県が定める調査様式といったものでカスタマイズをしているようなケースがあったり、画面をカスタマイズするというようなものがある。そういったものはさすがにカスタマイズをしてはよくないだろうということではあるが、例えば、住民サービスを上乘せでやるようなもので、なおかつパラメータではなく、カスタマイズするような場合もあるので、その辺はよく峻別できるような考え方を出していきたいと考えているので、補足させていただきたい。

単独クラウドはなぜ増えているのかということとは、例えば、従前、メインフレームだったような場合には、単独クラウドであれば、SaaSであれば安くはなるのだと思うので、そういったところで単独クラウドにも一定のインセンティブはあるのだろうと考えている。なぜ単独クラウドなのかというのは、結局、相手がなかなか見つからなかったり、例えば、自分たちのシステム改修時期が平成34年度で、周りが37年度なので、早くやりたいというケースもあると承知している。そういった場合は順次グループを組めるような処方箋を示して、なるべく共同化を進めていきたいと考えている。

○委員 共同化とカスタマイズは連携していると考えていいか。

○総務省 共同化をしてもカスタマイズを推奨しているわけではないが、カスタマイズをしている例は多々ある。そこは、自治体に応じてある程度使い勝手をよくしたいというところはあるので、そこは実態として共同化でもカスタマイズがなされている。決してそれを進めているわけではないが、そういった実態がある。

最後、徳島市のことについて、これは平成30年度末につくっていただいた計画であるため、未来永劫灰色のままということではないと思っている。傾向として、人口規模が大きい中核市以上の団体は、なかなかクラウドが進まないような状況があり、そこは総務省としても重点的にやっていきたいと思っているが、例えば、中核市市長会の場において、中核市の特性を踏まえたクラウドの導入に関する研究会も立ち上がっているので、ぜひそう

いう枠組みでも徳島市については動いていっていただきたいと思っている。

徳島市の場合は、ベンダーが業務によってばらばらな状況もあって、人口が大きな団体は特にそういう傾向があるが、そういったところでも、色が灰色なのかもしれないが、その辺は総務省としても助言をしてまいりたい。

○総務省 スマートプロジェクト等について、まず、システムの標準化ということで、委員から、各行政分野と言うけれども、そこにもう少し知恵が出てくればと、どういった分野かということであるが、この研究会の中では、住民基本台帳や、税、介護の分野を例にとって議論をしていただいたが、現実には、今、中核市市長会などで、住民基本台帳に関するクラウド化や標準仕様書をつくっていくという動きもあり、指定都市市長会では税に関して同様の動きがあるということもあるので、そういったことも参考にしながら今後進められるかということを検討していきたいと考えている。

スマートプロジェクト、来年度の事業だが、小さなグループでつくってしまうと全体最適にならないのではないかということについて、この考え方として、人口規模が似たような団体にできれば、数団体、3～5団体ぐらいに、それぞれ政令市なら政令市、中核市なら中核市、一般市町村ならということで組んでほしいと言っており、それぞれのグループで普遍性、汎用性があるようなモデルをつくっていただくということとしている。今の資料の中では30団体が、事前の意向調査で出てきているが、この中で本当に手を挙げてくれた団体の中から、選ぶ際に、より現実的に広げやすいような分野や、先ほど委員からも膝詰めの議論が必要ではないかということがあったが、議論をしていただきやすいような、しっかりとしたものができる団体のグループを選んでいった上で進めていきたい。

その際に、どういった業務かということだが、10ページの住民情報から税務、福祉等ということだが、基本的には法定業務で、それぞれの団体が同じような仕事をしているはずだが、実際にはかなりプロセスが違うというものを選んで、その中で、しかもAIとかロボティクスとかを入れやすい、入れることによって効率化が進むような分野ということを選んで各団体に広げていきたいと考えている。

カスタマイズの話で、複数社による競争環境をどうやってつくるのかという話があったが、全てカスタマイズがなくなるということでは必ずしもないと思っており、その上で、画面遷移のやり方、見やすさとか、そういった付加価値の部分に関しては、競争できる部分が一部残ると思っているので、そういった意味で、複数企業の競争環境を残しながら標準化を進めていきたい。今まではパッケージに入っていなかったような付加的な機能、便利機能の部分を入れて、できる限り似たようなパッケージをつくっていただくということの努力ができないかということがこの議論かと思っている。

最後、AIやRPAについて、チャットボットや議事録に関して、これは既存のいろいろな事業者等、そういったところとの関係をどう考えるのか。基本的には、今、各自治体で考えているのは、どちらかというと、各職員が今までやっていた、議事録の作成であったとし

ても、それを自分たちでつくるのか、チャットボットに関しては、電話でいろいろな質問を受けて、それに対して答えるということ、その時間をできる限り少なくするためにということで、そういった単純作業を、もう少し住民対応や、企画的な業務というものに振り変えるために、このAIやロボティクスを採用していくということ、つまり、よりいい仕事に振り向けるための作業である、ということをお我々としては申し上げている。

○委員 先ほど少し強く申し上げたが、デジタルガバメントの閣議決定は、これ自体はすばらしいことだと思うし、御尽力が大変だったのはよくわかるので、大変すばらしい閣議決定をしていただいたことはすごく重要だと思う。

ただ、こういうワーキング・グループの役割は、これからの政策で、次の骨太だとか、次の政策にどういうタマを持っていくかということのために、皆さん、お忙しい中、集まっていたいただいているので、今までに何ができたかということよりは、これから何ができるかという、これから何をしなければいけないかとか、そういうところでできるだけ焦点を絞りたいと個人的には思っているの、そういうところで御協力いただきたいということで申し上げた。

<関係府省庁ヒアリング（地方行財政等）>

・地域運営組織について

○委員 最後のページにあるように、必要と感じる人が8割というのは、こういうもののニーズがあることのあらわれなのだろうと思う。ただ、こういう組織とその自治体との関係性など、こういう組織が果たす役割といったものがかなり整理されて、どういうところでこれが活躍をして、皆が役割を期待していくかというところの整理がもう少しきれいに出てくると、実際にやろうとする人も増えてくるのかなというところで、そのあたりの整理を少しやっていただくといいのではないかなと思う。

○委員 まず、7ページについて、活動内容はわかったが、頻度はどのくらいなのか。つまり、交流サービスも年1回では余り意味がないし、どのくらいの頻度でやっているのか。

拠点だが、これは小学校区が結構合っているということは、これは小学校を拠点にしているという理解でいいのか、それはたまたまなのか、そのあたりはどうなのか。

地域運営組織というのは、これから継続的に支援を行っていく上での課題として担い手が少ないと言うが、担い手が少ないのは町内会もそうで、町内会や自治会を補完するはずの地域運営組織だが、それ自体、町内会自体に担い手がいないのに、しかも山間部において、今後、持続的に地域運営組織の担い手は確保できるものなのかどうか。それはどういう見通しなのかということをお伺いたい。

○委員 この内閣府の地方創生推進交付金の検証事業にも少しかかわっていて、実際にこの小さな拠点などの視察とかをしているが、それで感じたのが、最後に書いてある担い手のところ。小学校が閉鎖されて、それで危機感を持ってこういうものを立ち上げるというケースが多いと思うので、小学校にかかわるのだが、担い手が実際にいても、その担い手を、周りがまさに理解とあるように、育てようという意識があるか。その担い手は頑張っているが、逆に勝手にやってねみたいな、その地域でちょっと浮いているような感じについてこないとか、それも自分が少し孤立して引っ張っていつているみたいな、そういうふうになっていると、新たな人材が来てもそこについてこないということもあるので、孤立しないような、住民全体が担い手を支えるような仕組みが、今後、次の世代に伝わっていくには重要かと思う。

○委員 地域運営組織は検討会にもかかわらせていただいていたので、実態は承知しているつもりだが、先程のカスタマイズの議論ではないが、地域運営組織は本当に地域によって全然違う。いわゆる自治会、町内会みたいなところが中心になってやっているところもあるれば、NPOが中心になってやっていたり、ある特定の人物が中心になってやっていたり、さまざまところがあって、どれが正解かというのはなかなか言いづらいところだと思う。そうはいつても、自分たちの地域に合ったやり方はどうなのかということはちゃんと模索していく必要があると思う。

要は、今、この時点でみればこうなのだろうが、将来持続可能な形で運営できるかどうか、その検証はしっかりしていかないと。結局、地域運営組織は、こういう担い手の話とかお金の話が重要で、持続可能かどうかというところにかかわってくる。まさに地域内分権の話ともかかわってくるので、そこは自治体の役割が重要だというのはもちろんそのとおりだと思うが、地域住民と一緒に地域運営組織をどういうふうにやっていくか、その検討する場をどうやってつくり、持続させていくかというあたりが、一番の肝だと思っているが、いかがか。

○委員 2ページ目の下のほうの表を見ると、非過疎市町村よりも、過疎関係市町村のほうが必要性からこうした組織を有しているケースが多いということがわかるが、一方で、過疎がかなり過度に進行しているような地域だと、こういう組織すら持てないという地域も出てき始めているように思う。そうしたときに、こういう集計の単位として、市町村の中の小学校区とか、あるいは自治会というか、行政区というか。そういう単位で組織を有しているかないかといった、少し処方箋のまとめ方も考えていかないといけないのではないか。そういったところで、集計の仕方や、あるいはそういうことすらできなくなっているようなところに対して、どういう手だてを考えているのかについて、考えを伺いたい。

○委員 地域運営組織について、法人格の有無や、裏側で根拠となる条例などを制定しているケース、全くしていないケースなどいろいろあると思うが、それらの違いによって人材や財源の確保について差があるのかどうか、伺いたい。

○内閣官房 活動の頻度は団体によって異なっており、1年に1回、祭りだけというものもあれば、毎月、いろいろな活動をやっているというところで、ピンキリの状況である。

小学校の単位ということで、これは物理的に小学校を拠点にしているわけではないが、現実的には、いわゆる活動拠点として小学校の廃校跡地を活用して、例えば、そこでスパーを開いたり集会所にしたりしているなどの例はある。必ずしも小学校を拠点にしているのではないが、過疎地域としてそのような規模がやりやすいということかと思う。

人手不足は本当にそのとおりで、地域運営組織の悩みとして、お金もあるが、それ以上に人がいないという声をよく聞く。政府全体で取り組んでいかなければいけないが、例えば、多くの地域で地域おこし協力隊で派遣された人が中心的な役割を果たしていたりする。できるだけそういう都市部からの移住も増やしていくなど、例えば、内閣府の交付金の新しいメニューでは、23区から地方に移住したら最大100万円支給するという事業を次年度から予定している。こうした事業を活用しながら担い手を確保していくことが重要だと思う。

また、団体をつくって持続していく上で、例えば、法人化を進めていくことも大事である。今、任意団体では、たまたま地域の代表者の名前で施設を借りたり車を買ったりして運営をしているが、持続性に欠ける。一方で、例えば、そうした組織から、その地域運営組織に適した法人格をつくっていただけないかという声を聞く。そちらについては、内閣府や総務省で研究会をしたところで、今、さらに検討中である。

また、優良な自治体、まさに飯田市などはそうだと思うが、首長のリーダーシップは非常に重要だと思う。あるいは、いろいろな地域で、まさにカスタマイズされた組織があるが、様々な事例がある。そういった事例も、私どもはいろいろ調べて分類して紹介するといったことに力を入れている。

○総務省 若干補足する。ニーズがあるが役割の整理が必要だという委員からの御指摘について、私どもも整理はさせていただいているつもりだが、課題として、その整理が知られていない。例えば、担い手を確保する方法、組織柔軟に見直す、あるいは若いころから次のリーダーはあなただということを決める、そういった取り組み例はあるが、十分に知られていないというところがあるのではないかと考えている。このようなこともあるので、地域に出て行って、いろいろな現場の方、市町村を交えて意見交換をしていくことが大事ではないかと考えている。

条例については、条例をつくっているところは施策が充実しており、これは明らかである。法人格を持っているところ、持っていないところも頑張っているところはあるが、条例があるところは行政の支援が充実をしていると感じている。